

私立学校における教育内容の変更と不法行為責任

最高裁判所第一小法廷平成21年12月10日判決（民集63巻10号2463頁）

小笠原 奈 菜

（人文学部）

I 事実の概要

一 事実

Xらは、Y学校法人の設置する中学校及び高等学校に在籍していた生徒の親である。Yは、昭和62年の中学校開校以来、論語に依拠した道德教育を中心とするユニークな学校教育を実践し、偏差値を30台から70台に上げるなどめざましい進学成績を達成し、県下有数の進学校として全国的に注目される存在になった。その教育内容は、例えば、中等部に中学した生徒について見ると、1年次に、年間28回（1回35分）の講話方式による論語に依拠した道德の講話をし、その講話内容を、各生徒に一言一句漏らさずにノートに速記させ、清書させた上で、ノート1頁分の感想文を書かせて提出させ、校長、副校長、学年部長、担当教員のいずれかが感想文を読み、ノート1頁分の返事を書いて返却する、全授業終了後、同授業を受けた感想、これからの決意や将来への夢について作文を書かせ、一冊の本に編集するというものである。他に、全学年を対象として、論語に依拠した講話を行うロングホームルーム（週1回、1回70分）、合同ホームルーム（年間10回、1回70分）が行われていた。

Yは、本件各学校の生徒を募集する際、学校案内や学校説明会等において、論語に依拠した道德教育について、それが他校に類を見ない独特の指導方法で実施され、本件各学校における教育の基礎となっており、すべての教科の土台として学力の向上に大きな効果をもたらすと紹介するなど、その教育的効果を強調し、積極的にこれを宣伝していた。

ところが、平成17年3月末日限りで退任することが予定されていたA前校長が、平成15年ころから、一部の保護者と共に、本件各学校をYによる運営から分離、独立させることを目指す運動を始めるようになり、平成16年6月ころには、A前校長の金銭的不祥事も発覚したことから、Yは、同年7月15日、A前校長を急きょ解任した。その後任として予定されていた副校長も校長就任を辞退したため、学外から新校長が選任されたが、A前校長の解任後、新校長の方針に従い、論語に依拠した道德教育は全く行われなくなった。

そこで、Xらが、上記教育内容は在学契約の内容であり、Yはそれを無断で変更したとして、在学契約に基づき、論語に依拠した道德の授業、合同ホームルーム、ロングホームルーム等の各実施を求めるとともに、在学契約の債務不履行ないし学校選択の自由侵害の不法行為による慰謝料などの賠償を求めた。

二 原々審（東京地裁平成18年9月26日判決 民集63巻10号2483頁）

①在学契約の当事者は生徒であって保護者であるXらではないとし、債務不履行責任を認めず、また、②教育内容等の変更は、親の学校選択の自由の侵害に当たりうるが、教育の具体的な内容及び方法についてはYの裁量が広く認められることや、変更後の教育内容等が客観的に質的に劣ったものであるということができないことなどから、Xらの学校選択の自由を違法に侵害したとまではいえない、とし、Yに不法行為の成立は認められないとした。

三 原審（東京高裁平成19年10月31日判決 民集63巻10号2500頁）

①在学契約の当事者は生徒であって保護者であるXらではないとし、債務不履行責任を認めなかった。しかし、②教育内容の変更が事後的になされた場合には、学校選択の自由は実質的に無意味なものとなるから、正当な理由がある等の特段の事情がない教育内容の事後の変更は、親の学校選択の自由の侵害であるとし、不法行為が成立するとして、慰謝料請求を一部認容した。

四 上告受理申立理由

Yは、教育内容の変更は、裁量権の明らかな逸脱や濫用がない限り、Xらの学校選択の自由を違法に侵害するものとは言えないなどとし、上告受理申立てをした。

II 判旨

破棄自判

「親の学校選択の自由については、…学校を選択する際にその侵害が問題となり得るものであって、…教育内容等…が子の入学後に変更されたとしても、…特段の事情がない限り、親の学校選択の自由が侵害されたものということとはできない。」

「学校による生徒募集の際に説明、宣伝された教育内容等の一部が変更され、これが実施されなくなったことが、親の期待、信頼を損なう違法なものとして不法行為を構成するのは、当該学校において生徒が受ける教育全体の中での当該教育内容等の位置付け、当該変更の程度、当該変更の必要性、合理性等の事情に照らし、当該変更が、学校設置者や教師に上記のような裁量が認められることを考慮してもなお、社会通念上是認することができないものと認められる場合に限られるというべきである」とし、不法行為責任の成立を否定した。

また、債務不履行責任についても、「本件における教育内容等の変更が在学契約上の債務の不履行に当たるものとまでは困難である。したがって、Xらが在学契約の当事者であるとするXらの主張を前提としても、Xらの債務不履行に基づく損害賠償請求は、理由がない」とした。

Ⅲ 評釈

一 本判決の意義

本判決は、中学、高校について、生徒募集の際に説明・宣伝した具体的な教育の内容及び方法とは異なった教育を行なった場合、説明・宣伝した教育内容等が施されないことが学校選択時に既に明確である場合には、学校選択の自由の侵害となり、事後的に変更がなされた場合には、一定の条件の下で、期待・信頼の侵害となり、不法行為が成立しうることを最高裁として初めて示したものである。

少子化により各種の学校が淘汰される時代となり、生徒募集時に示した教育内容が事後的に変更されるという同種の紛争が今後生ずる可能性があり、実務上、参考となり得る。また、理論的にも、学校選択時になされた説明・宣伝によって惹起された期待・信頼が裏切られた場合には、不法行為が成立するための判断要素を提示したという点で意義が大きい。

二 従来の判例・学説

本判決は、①「親の学校選択の自由については、学校を選択する際にその侵害が問題となり得るものである」とし、教育内容等の変更は、特段の事情がない限り、親の学校選択の自由の侵害とはならないとした。②そのうえで、生徒募集時の説明、宣伝によって惹起された「期待、信頼の侵害」は「法律上保護される利益」に当たりうるとした。③ただし、不法行為が成立するのは、（ア）「当該教育内容等の位置付け」、「当該変更の程度」、具体的には、教育内容等の中核・根幹の変更か否か、及び（イ）学校設置者や教師の裁量を考慮した上での、「当該変更の必要性、合理性」を考慮してもなお「社会通念上是認することができないものと認められる場合に限られる」とした。④さらに、債務不履行に基づく損害賠償請求の成否についても、③の要素が考慮されうることを示唆している。以上の理解に基づき、検討を行う。

（一）学校選択の自由

親の教育の自由については、全国中学校一せい学力調査に対し、中学校で実力阻止行動を行なった事例である旭川学テ判決（最判昭和51年5月21日刑集30巻5号615頁）において、次のように判示された。すなわち、「親は、子どもに対する自然的関係により、子どもの将来に対して最も深い関心をもち、かつ、配慮すべき立場にある者として、子どもの教育に対する一定の支配権、すなわち子女の教育の自由を有すると認められるが、このような親の教育の自由は、主として家庭教育等学校外における教育や学校選択の自由にあられるものと考えられる」。このように、旭川学テ判決では、親の教育の自由は学校選択の自由などにあられるとするが、学校選択の自由の具体的内容については明確になっていなかった。

この学校選択の自由について、原々審・原審では、「学校選択の際に考慮した事項が事後的

に変更された場合には、学校選択の自由は実質的に無意味なものとなるから」、学校選択の際に示された教育内容等が事後的に変更された場合にも、学校選択の自由の侵害となりうるとした。すなわち、学校選択の自由の侵害は、学校選択時にのみ問題となるものではないとした。ただし、原々審は、教育内容等に関する学校や教師の広範囲の裁量を認めた上で、変更後の教育内容の質が客観的に劣ったものである場合に限り、教育内容等の事後的変更が学校選択の自由の侵害になりうるとした。これに対し、原審は、教育内容等の事後的変更は、「正当な理由がある等の特段の事情がある場合を除き、Xらの学校選択の自由を違法に侵害するものとして、Yには、不法行為責任が成立する」とした。本件については、「Yの説明内容を信じて、子をYに入学させることを選択したXらの信頼を裏切り、学校選択の自由を不当に侵害するものである」とした。そして、変更理由や変更手続きに「正当の事由ないしやむをえない事由があるものと認めることはできない」とした。原審は、原々審で考慮されていた、学校や教師の裁量や、変更後の教育内容の質を考慮せずに、事後的変更により親の信頼を裏切った場合には、正当な理由がない限り、学校選択の自由の侵害であるとした。

一方、最高裁は、「学校選択の自由については、…学校を選択する際にその侵害が問題となり得るものである」とする。そして、「学校が教育内容等の変更を予定しながら、生徒募集の際にそのことを秘して従来どおりの教育を行う旨説明、宣伝したなどの特段の事情」がある場合のみ、説明、宣伝と異なる教育内容等が行なわれた場合には、学校選択の自由が侵害されるとする。つまり、初めから行なう予定がなかった教育内容等を説明、宣伝することにより、学校選択をさせた場合に、学校選択の自由の侵害が問題となるとする。最高裁は、学校選択の自由は学校選択時のみに問題となるとし、教育内容等の事後的変更は、原則として学校選択の自由の侵害とはならないと判断した。

学校選択の自由について学説では、最高裁と同様に、学校選択時のみその侵害が問題となるとするものが多い^{注1}。一方で、原々審・原審と同様に、教育内容等が事後的に変更された場合には、学校選択の自由が全く無意味なものとなるため、教育内容等の事後的変更も学校選択の自由の侵害となりうると理解する見解もある^{注2}。さらに、教育内容等の事後的変更も学校選択の自由の侵害となり得るとしながらも、その理由付けとしては、親の単なる主観的期待は法的保護の対象とはならないが、法的保護の対象となる利益まで高めるために、学校選択の自由に関連する期待・信頼が必要であると理解する見解もある^{注3}。つまり、単なる主観的期待が法的保護の対象となるためにはプラスアルファの要素が必要であり、そのプラスアルファの要素として、原々審・原審では学校選択の自由が用いられた。最高裁では、学校選択の自由の代わりに、説明・宣伝によって教育内容等についての期待・信頼を惹起させうえ、その惹起させた教育内容等の中核的要素を、必要性・合理性なく変更したことを、プラスアルファの要素として用いているといえる。最高裁においてプラスアルファの要素として学校選択の自由が

用いられなかった理由としては、学校選択の自由の法的根拠が不明確であることや、学校選択の自由の内容も明確ではないことが挙げられている^{注4}。

（二）期待・信頼の要保護性

本判決では、生徒募集時の説明、宣伝によって惹起された期待・信頼は、法律上保護される利益に当たりうるとした。期待・信頼が保護法益となりうるとは最高裁においても一般論としては認められているが、その侵害によって不法行為責任が成立することは極めてまれである^{注5}。学説においても、単なる期待・信頼といった主観的感情利益を不法行為における保護法益とみることに、批判が強くなっている^{注6}。確かに、親が抱く期待・信頼は様々であるし、仮に同様の期待・信頼を抱いたとしても、それが侵害されたと感じるかどうかも様々である。したがって、期待・信頼を保護法益として認め、その侵害による不法行為責任の成否を判断することは困難であるし、濫用される可能性もあると言えよう。

原々審では学校選択の自由の侵害の有無を判断する際に、変更後の教育内容の質を客観的に考慮するため、親や生徒の期待・信頼が保護される余地はない。原審では、教育内容の事後の変更により親の信頼を裏切った場合には、正当な理由がない限り学校選択の自由の侵害であるとするため、期待・信頼は保護されることとなる。本判決では、学校選択の自由という保護性の強い権利は学校選択時のみに問題となるとし、学校選択後の教育内容等の変更に関しては、弱い利益である「期待・信頼」が保護法益になりうるとしている。ただし、その侵害による不法行為責任が認められるためには、その期待・信頼が生徒募集時の学校側の説明や宣伝により惹起されたことを前提としている。

（三）学校選択時に説明、宣伝された教育内容等の事後の変更

本判決において、上記③生徒募集時に説明・宣伝された（ア）教育内容等の中核・根幹の変更が、（イ）必要性・合理性なくなされた場合に、親の期待・信頼を侵害する違法なものとして不法行為が成立するという枠組みが示された。学校選択時に説明、宣伝された教育内容等が事後的に変更されたことによる、学校の親に対する不法行為の成否が扱われた先例は、公刊物上みあたらず、学説も本件事案の判批以外は見当たらない^{注7}。しかしながら、当事者が求めている内容としては同様の事例、すなわち、教育機関等の選択時に説明、宣伝された内容が事後的に変更されたり、内容通りに行われなかったことによる法的請求がなされた裁判例と、それに関する学説は存在する。

（１）裁判例

学校選択時の学校側の説明・宣伝等により、生徒や親に期待・信頼が惹起された事項が、入学後に行われなかったり、事後的に変更されたりした場合について、下級審裁判例では、次のよう

に判断されている。まず、期待・信頼が惹起された事項を当事者間の在学契約の内容とした裁判例として、(a) 東京地裁八王子支部平成元年6月23日判決^{注8}、(b) 浦和地裁平成7年12月12日判決^{注9}、(c) 東京地裁平成15年11月5日判決がある^{注10}。(a) では在学契約の成立、(b) では在学契約の解除と損害賠償請求、(c) では損害賠償請求が認められた。次に、期待・信頼が惹起された事項は在学契約の内容とまではならないが、その事項が行われなことは信義則上の付随義務違反となつた裁判例として、(d) 東京高裁昭和52年10月6日判決^{注11}、(e) 京都地裁平成5年5月31日判決^{注12}がある。いずれも、契約締結の際に相手方に惹起させた信頼を裏切ったことについて損害賠償責任が認められた。

法令に反しているなど、実際に行なわれた内容が客観的にみて低い水準にあるものとして債務不履行ないし不法行為を認める裁判例として、(f) 大阪地裁平成7年5月23日判決^{注13}、(g) 大阪地裁平成15年5月9日判決^{注14}、(h) 東京地裁平成18年5月19日判決^{注15}がある。

これらに対して、生徒側の主張が否定された裁判例としては、(i) 横浜地裁昭和63年10月14日判決^{注16}、(j) 天津地裁平成17年5月23日判決^{注17}がある。(i) では、学校選択時の期待・信頼を侵害しても、学校長の裁量の範囲内にあるとして学校の責任が否定され、(j) では、期待は主観的なものであり、法的な権利は発生させないとされた。

従来の裁判例はすべて、在学契約の当事者である者（親または学生）と学校との間の事例であるためか、「(在学契約の当事者ではない) 親の学校選択の自由の侵害」は問題となつてはいない。主に、生徒募集時の説明、宣伝等で惹起され、在学契約の締結の際に考慮された事項に対する「期待・信頼の侵害」が問題となっている。この点において、本判決が、「親の学校選択の自由」の範囲を限定的に解し、「期待・信頼の侵害」の問題として事後の変更を捉えていることは、従来の裁判例に親和的な理解といえる。

期待・信頼の対象事項としては、従来の裁判例は、進学・進級に関するものが多く（(a) (d) (e) (i)）、授業内容等に関するものは、客観的に見て明らかに水準が劣る授業内容が問題となっている裁判例がほとんどである（(b) (f) (g) (h)）。ただし、比較的最近の裁判例では、客観的な水準との乖離を問題とするのではなく、入学時の説明内容との相違を考慮して在学契約の内容とした裁判例があることが注目される（(c)）。

学校における授業内容の適否については、司法審査の対象とはならないとされることもあるが（本件原々審では、この点が問題となつていた）、授業内容等が争われた裁判例においては、実際に行なわれた授業内容の適否が判断されている。本判決では、変更後の授業内容の適否を直接は判断していないが、判断要素のあてはめの段階で考慮されてはいる。この点においても従来の裁判例に親和的な理解であるといえるが、従来の裁判例が明らかに水準が劣る授業内容が問題となっており、さらに、期待・信頼通りの授業を行なうことができなかったような事例であったのに対し、本判決では授業内容の水準が問題となるケースではなかった点が異なっているといえる。

(2) 学説

学校側が学校選択時に説明・宣伝をし、親や生徒が期待や信頼を抱いた教育内容等が事後的に変更された場合には、債務不履行責任、不法行為責任、あるいは両者の中間的な責任である信義則上の付随義務違反に基づく責任が成立する可能性がある。

債務不履行責任が認められるためには、学校側との間に在学契約が成立している必要がある。私立学校と生徒との関係は契約関係であるということについては争いはない^{注18}。したがって、生徒が原告であった場合には、学校選択時に説明・宣伝された事項が契約内容となっており、当該事項が履行されていないのであれば、債務不履行責任が認められうる。在学契約においては学則が契約の約款（基本事項）の定めである^{注19}。また、学習指導要領を逸脱する教育内容への変更は、債務不履行となる^{注20}。したがって、学則に定められた教育内容が行われなかった場合や、学習指導要領を逸脱する教育内容が行われた場合には、債務不履行責任が成立するように思われるが、ここにも問題がある。まず、前者について、学校側には教育内容及び教育方法の選定、決定について裁量があることから、いったん定めた教育内容や教育方法の変更も許容されている^{注21}。後者について、変更後の教育内容が学習指導要領から逸脱するか否かを判断することはすなわち、学校の教育内容について司法審査を行うことになってしまう^{注22}。

本判決のように学則にも学習指導要領にも示されていない事項であっても学校選択時に説明・宣伝された事項である場合、当該事項が契約内容であるとして債務不履行責任を問う方法もある。しかしながら、本判決では原審で親の契約当事者性が否定されているため、当該事項が在学契約の内容となるか否か、その不履行の有無については考慮されていない。この点につき、事案の内容から考えると、債務不履行責任を問題とした方が良いという指摘もある^{注23}。

学校選択時に宣伝・説明された事項が契約内容となっていない場合であっても、契約締結時に一方当事者が相手方に信頼を惹起させ、それを裏切った場合には信義則上の付随義務違反といった中間的な責任が認められうる^{注24}。付随義務違反が認められるためには、信頼を惹起させた当事者の態様、パンフレットなどの説明の内容などが総合的に考慮される。その際に、説明された内容が実施されないことを認識しながら、そのことを秘して従来どおり行なう旨説明、宣伝したような場合には、詐欺による不法行為責任となる場合が多い^{注25}。

債務不履行責任や信義則違反が認められない場合や、それらと並んで、不法行為責任を追及することも可能である。学校選択時の説明・宣伝の際に詐欺的行為がなされている場合には不法行為責任が問題となる。また、本判決のように、原告が親であり学校側に損害賠償請求などをする場合には、不法行為によらざるを得ない。在学契約の当事者が親である場合に苦痛を受けた生徒自身が慰謝料請求をする場合にも、不法行為によらざるを得ない。したがって、本判決のように、当事者間で契約が成立していない場合に、信義則上の責任を認めるのであれば、端的に不法行為責任を認める方が妥当であろう^{注26}。

三 評価

判旨の法律構成には賛成、結論については疑問がある。本判決が、学校選択の自由を学校選択時の自由に制限し、選択後の事後的変更があった場合には、期待・信頼の侵害が問題となる点に賛成である。原々審・原審のように学校選択の自由を広く認めた場合には、学校や教師は学校選択時に行った説明に拘束されることになり、教育内容に関する学校や教師の裁量を制限することになってしまう。一方で生徒は他の学校への編入など自由に動けることを考えるならば、学校選択後の内容変更は、原則として学校選択の自由の侵害とはならないであろう^{注27}。また、期待・信頼の侵害の有無について、（ア）教育内容等の中核・根幹の変更か否かと、（イ）変更の必要性・合理性の2つの要素を判断基準として用い、（イ）を判断する際に学校側の裁量を考慮することにも賛成である。

結論については、学校側が生徒募集の際に教育的効果を強調し、積極的に宣伝していた道徳教育を変更することが、教育内容等の中核・根幹の変更か否かを判断する際に、客観的にみて、道徳教育が格別の重要性があるのかということや、教育内容等の水準が大きく低下していないことなどを理由としている部分に疑問がある。期待・信頼の対象となる事項が教育内容等の中核・根幹かどうかという判断の際には、親や学生側と学校側の両者が中核・根幹であるとするかどうかということを中心に据えるべきである。変更内容の位置づけや変更後の水準の低下を客観的に判断することになると、結果として、教育内容等の適否を裁判所によって判断することにつながってしまう。むしろ、一方の主観的な期待を保護すべきというわけではない。本件では、学校側も論語に基づく道徳教育の教育的効果を強調し、積極的に宣伝した上で生徒募集を行っていることから、両者とも当該教育内容にかなりの重点をおいているといえたのではないかと。

四 本判決の射程

教育内容等だけではなく、学校選択時の説明・宣伝により期待・信頼した事項が、入学後に実施されなかったり変更された場合一般について、同じ枠組みで判断できると考える。たとえば、学校選択時に説明された上級学校への優先的な進学が事後的に廃止された場合、その事項が学校選択の際の中核・根幹をなすものか否か、学校側に裁量があるとしてもなお廃止について必要性・合理性があるか否かを考慮して、不法行為の成否を判断できよう。

また、在学契約の当事者ではない親の期待・信頼が侵害された場合だけでなく、在学契約の当事者である者と学校側との間の関係についても、同様の枠組みで判断することができよう。

ある者がある者に対して期待・信頼を惹起させ、それを裏切った場合に、不法行為責任ないし債務不履行責任が生じうことは一般に認められている。本判決においては、親は在学契約の当事者とはならない^{注28}という関係から、親と学校との間の関係を契約関係と理解することが困難であるから、同様のレベルで判断するために「期待・信頼の侵害」という概念を用いてい

るといえる。したがって、本判決の枠組みは在学契約当事者間にもあてはまりうると考える^{注29}。

五 残された問題

（１）各判断要素間の関係

本判決で示された、（ア）教育内容等の中核・根幹の変更か否かという要素と、（イ）変更の必要性・合理性との関係が明確ではない。これについて、一方では、教育内容等の中核・根幹の変更であると認められれば、変更の必要性・合理性の要求の度合いは高くなり、学校側の裁量の範囲は狭くなると考えることもできる。他方、両者は独立した判断要素であり、（ア）教育内容等の中核・根幹の変更であり、かつ、（イ）学校側の裁量を広く認めた上でもなお必要性・合理性が否定される場合にのみ、不法行為の成立を認めると理解することも可能である。このことは判決文からは明確ではない。後者の理解であれば、教育内容等の変更による期待・信頼の侵害の場合に、不法行為の成立が認められる場面が大幅に制限されるため、前者の理解が適切であると考えられる。

（２）履行請求との関係

最高裁において、債務不履行責任の成否に関しても判断していることから、本判決が示した枠組みは債務不履行責任の成否においても考慮されるようにも思われる。しかしながら、契約当事者である学生自体が、変更前の教育内容等の履行請求を行なう場合に、本判決で示された枠組みがどのように適用されるのかについては明確ではない。（ア）変更された教育内容等が中核・根幹であるのであれば、在学契約の内容となる。その上でさらに、（イ）変更の必要性・合理性が否定されることまでも学生側が主張すべきか、この点については学校側が必要性・合理性を証明すべきかが問題となる。この点につき、在学契約の内容となる場合には、原則として、学校側が一方的に授業内容等を変更することを認めるのではなく、変更の必要性・合理性がある場合にのみ、変更を認めるべきであると考えられる。

注

注1 中村・後掲「本件判批」120頁、新井・後掲「本件判批」59頁、久保野・後掲「本件判批」22頁。

注2 小島・後掲「高裁判批」159頁、田中・後掲「本件判批」42頁。

注3 渡辺・後掲「高裁判批」176頁。最高裁判決についての評釈においても、この見解は支持されている（中村・後掲「本件判批」120頁）。その他、学校選択の自由を介さずに、親の教育権の内容としての教育内容等の関与参画の権利ないし利益を考慮すべきという見解として、伊藤・後掲「本件判批」45頁。

注4 新井・後掲「本件判批」59頁。

注5 NHK番組期待権判決（最判平成20年6月12日民集62巻6号1656頁）においても、取材対象者の期待・信頼が保護法益となりうることを一般論として述べてはいるが、その侵害が不法行為責任を生じさせ

る場合を狭く解している。すなわち、「取材対象者…の期待や信頼は原則として法的保護の対象とはならないというべきである。もっとも、…取材対象者が抱いた…期待、信頼がどのような場合でもおよそ法的保護の対象とはなり得ないということもできない。すなわち、…取材担当者が、…取材対象者に対し、取材で得た素材について、必ず一定の内容、方法により番組中で取り上げる旨説明し、その説明が客観的に見ても取材対象者に取材に応ずるという意味決定をさせる原因となるようなものであったときは、取材対象者が同人に対する取材で得られた素材が上記一定の内容、方法で当該番組において取り上げられるものと期待し、信頼したことが法律上保護される利益となり得るものというべきである。」と述べている。

注6 渡辺・後掲「高裁判批」176頁、前田達明「権利侵害と違法性」『新・現代損害賠償法講座2』（1998）7頁、米村滋人「医療事故における損害」内田貴＝大村敦志編『民法の争点』（2007）300頁。

注7 本件コメント（判時2071号47頁、判タ1318号95頁）、伊藤・後掲「本件判批」43頁。

注8 判時1323号97頁、判タ714号247頁。小中一貫校の小学校入学の際に、卒業生全員が中学に進学できる旨の折込チラシを信じて入学をしたが、中学進学を拒否された事例。小学校と中学校との9年間を一体とする特殊なカリキュラムを編成していること、制度的にも小学校と中学校との一体化を図っていること、折込チラシを信じて入学をしたことなどから、小学校、中学校9年間の在学契約が成立したものとした。

注9 判時1575号101頁、判タ914号185頁。幼稚園の入園の際に、外国人講師が在職すること、午前中の基本科目は大学卒で保育者の資格を有する者が担当するなどの事項を入舎説明会などで宣伝し、これを信じて入園契約を締結したが、完全には履行されなかった事例。入舎説明会の際に約束した事項を入舎直後に実現することができないことを知りながら、あるいは不注意にもそうした状態にならないものと軽信し、入園契約を契約させたことなどから、慰謝料請求と契約の解除を認めた。

注10 判時1847号34頁。声優の養成学校について、授業内容や講師陣が入学案内、募集要項に記載されていた内容と相違していたことを理由として、在学契約上の債務不履行責任に基づく損害賠償請求が行われた事案。一日の授業時間と、有名声優による日替わり授業について、在学契約の内容とした上で、債務不履行責任が認められた。

注11 判時870号35頁、判タ352号163頁。大学3年次への編入学の際の、大学院まで一貫した教育を受けることができるとの説明を信頼して編入をしたが、大学院進学時に、大学院修士課程の学生募集が停止された事例。説明事項は契約内容とはならないとし、大学院の在学契約の成立は否定したが、契約内容をなす給付以外に一定の実質的重要性を有する利益を確実に供与すべき旨をもって契約締結を推奨し、相手方がこれを信じ、これを重要な動機として契約を締結した場合に、信義則上、利益供与義務を負担し、正当な理由なくこれに反した場合には、損害賠償義務を負うとして、慰謝料請求を認めた。

注12 判タ822号154頁。私立高校の学校案内等に特定大学の推薦特別指定校であることが記載され、これを信頼して入学したが、高校の教諭の内申書改ざんが発覚したことから特別推薦制度が打ち切られた事例。私立学校の入学を附合契約たる性質を帯びるので、学校は生徒に対して、学校案内等で約束した特別推薦制度を保持して利用可能な状態におく信義則上の義務があるとした。そして、学校は学校利用契

約の付随的義務の不履行による信頼利益の喪失につき損害賠償責任を負うとし、慰謝料請求を認めた。

注13 判時1554号91頁。米国大学の分校として開設された日本校の実態が学生募集要項等に表示されたものと相違し、施設が不備で教育内容が不十分で、予定された学部が開設されなかった事例。教育内容等についての虚偽または誇大な表示及び説明は、不法行為となるとし、慰謝料請求を認めた。

注14 判時1828号68頁、判タ1139号134頁。野球専門学校について、学校案内に記載された内容どおりの教育を受け、充実した学園生活を送ることができるとの期待をもたせながら、学校案内の記載内容とかけはなれた学校運営を行い、再三の運営改善の申入れにもかかわらず、特別の措置も講じないまま学校運営を行っていた事例。学生に対しては、債務不履行責任と不法行為責任の成立を認め、入学金・授業料等の損害賠償と、慰謝料請求を認めた。親については契約当事者ではないため債務不履行責任は認めず、慰謝料についても学生らの慰謝料により、同時に、両親も慰謝されるとして認められなかった。

注15 判タ1232号270頁。柔道整復師の専門学校について、不十分な授業が行われていた事例。教育基本法、学校教育法及び柔道整復師法等の関連法令に従い、適正な学習環境を整備し、併せて柔道整復師の養成及び国家試験の合格のために客観的に必要とされる水準の知識、技能を提供する債務の不履行があるとし、学費の一部につき損害賠償請求が認められた。

注16 判時1315号101頁、判タ694号149頁。小学校入学の際に、学則に「本校の卒業生は…本学園中学校に無審査で入学を許可する。」とあったため、そのような利益があるものと考え、小学校へ入学したが、中学へ進学できなかった事例。学則は、建学の精神に基づく指導理念のほか、その学校の教育実態に即して合理的に解釈されるものであるとして、進級条件については社会通念上合理性を認めえないものでない限り、学校長の裁量の範囲内にあるとした。

注17 判時1917号126頁。大学について、学校案内等やオープンキャンパスにより、新しくきれいな施設で学べることを期待して入学したが、在学途中でキャンパス移転が行われた事例。在学契約に施設利用契約の性質はあるが、特定された施設を利用させることを内容とするものではなく、特定の施設を利用できることは、学生が契約を締結するに至る主観的な期待であって、動機にとどまり、それに基づいて履行請求が可能となる法的な権利は発生しないとされた。

注18 兼子仁『教育法（新版）』（1978）226頁以下、加藤永一「学校教育契約」『現代契約法大系第7巻』（1984）267頁。

注19 兼子・前掲（注18）408頁。

注20 松葉佐・後掲「地裁判批」105頁。

注21 松葉佐・後掲「地裁判批」104頁。

注22 渡辺・後掲「高裁判批」177頁。

注23 和田・後掲「本件判批」188頁、久保野・後掲「本件判批」22頁。

注24 説明義務・情報提供義務一般について、『説明義務・情報提供義務をめぐる判例と理論』判タ1178号（2005）参照。

注25 本判決においてはこのような場合は「学校選択の自由の侵害」となると判断されているが、詐欺などの欺瞞的行為による利益侵害とすべきとするものとして、伊藤・後掲「本件判批」44～45頁。

注26 学校選択時の説明・宣伝に問題がある場合に、債務不履行構成よりも不法行為構成が採られやすいということにつき、平野裕之『教育サービスの債務不履行とその救済』慶應法学3号259～260頁。

注27 同様の見解として、中村・後掲「判批」120頁、新井・後掲「判批」59頁。

注28 在学契約関係については、小学校以上の生徒については、在学契約の当事者は生徒であるとするのが通説及び下級審の裁判例である（山本由美・後掲「判批」61頁）。原々審、原審では、いずれも親が契約当事者であることは否定されている。

注29 これに対して、「教育の自由」が関連する本件については、契約関係の延長線上では捉えられない問題であると理解することも可能である。つまり、NHK番組期待権判決（最判平成20年6月12日民集62巻6号1656頁）や医療事故判決（最判平成12年9月22日民集54巻7号2574頁、最判平成15年11月11日民集57巻10号1466頁）と同様に、「人格権」や「生命」などの強い権利に対する期待・信頼が侵害された場合と捉えることが可能となる。

<本判決に関する解説・評釈>

大津尚志「地裁判批」月刊高校教育40巻12号66頁

松葉佐隆之「地裁判批」平成19年度主民104頁

山本由美「高裁判批」季刊教育法157号58頁

森部英生「高裁判批」週刊教育資料1042号15頁

渡辺達徳「高裁判批」判時2027号174頁

小島弘道「高裁判批」日本教育法学会年報38号158頁

新井誠「本件判批」東北学院法学69号45頁

中村肇「本件判批」法セ666号120頁

西田隆裕「本件判批」ジュリ1409号173頁

和田真一「本件判批」判時2090号185頁

田中洋「本件判批」学校事務6巻1号37頁

久保野恵美子「本件判批」判例セレクト2010 22頁

伊藤進「本件判批」私法判例リマークス42号42頁

建部雅「本件判批」平成22年度重判104頁

〔付記〕

本稿は、平成22年度科学研究費補助金（若手研究（B）課題番号22730069）の助成による研究成果の一部である。